Ⅲ 地方税の電子納税の概要

地方税の電子納税(地方税共通納税システム)では、マルチペイメントネットワークの仕組みを利用して、自宅やオフィスから、地方税の納税手続きを電子的に行うことができます。地方税の電子納税では、全ての地方公共団体へ一括して電子納税することができます。

国税の電子納税と同様に領収証書は発行されませんので、<u>領収証書が必要な場合は、従来通り金融</u>機関の窓口に納付書を持参して納付します。

1. 事前準備

(1) 地方税電子申告・納税の利用届出

地方税の電子納税を行うためには、地方税電子申告・納税の利用届出(新規)が必要です。ただし、既に電子申告を行うために届出済の場合は、<u>電子納税を行うために、あらためて地方税電子申告の利用届出を行う必要はありません(地方税の電子申告で使用している「利用者ID」を使用します)。</u>納付方法ごとの事前準備は下記「2.納付方法」をご参照ください。

2. 納付方法

(1) インターネットバンキング

- ①金融機関のインターネット バンキングを利用して納付する方法です。
- ②インターネットバンキングを利用する場合には、あらかじめ金融機関との間で、利用手続きを行う 必要があります。ご利用の金融機関にご確認ください。
- ③利用できる金融機関は下記の eLTAX ホームページの「共通納税対応金融機関」をご参照ください。 (https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/)
- ④納付額の上限は、上記「共通納税対応金融機関」で金融機関ごとの「取扱可能金額桁数」をご参照 ください。
- ⑤振替のための手数料は必要ありません。ただし、インターネットバンキングの利用に当たり、手数 料が必要となる場合もあるため、あらかじめ利用する金融機関にご確認ください。

(2) ダイレクト納付

- ①事前の届出により登録した預貯金口座からの引き落としにより納付する方法です。
- ②ダイレクト納付を利用する場合には、あらかじめ使用する口座情報の eLTAX への登録が必要です。 あわせて、「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」を金融機関に提出する必要があります。審査 完了後にダイレクト方式での納付が可能になります
 - (注) 「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」を提出後、ダイレクト納付できるようになるまで $10\sim30$ 日かかります。
- ③利用できる金融機関は下記の eLTAX ホームページの「共通納税対応金融機関」をご参照ください。 (https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/)
- ④納付額の上限は、上記「共通納税対応金融機関」で金融機関ごとの「取扱可能金額桁数」をご参照 ください。
- ⑤振替のための手数料は必要ありません。

(3) クレジットカード納付

- ①クレジットカードをご用意ください。
- ②利用できるクレジットカードは、Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club のクレジットカードが利用できます。

(https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/sousa/creditcard/)

- ③納付額の上限は、国税のクレジットカード納付と同様に 1,000 万円未満とされています。
- ④納付額に応じて手数料(「F-REGI公金支払い」サイトのシステム利用料)がかかります。
- ⑤その他の注意事項等については、「地方税共同機構 クレジットカード納付サイト」の「よくあるご 質問」をご参照ください。

(https://eltax.f-regi.com/fc/relay/payment/faq)

3. 対象となる税目と納税手続き

地方税の電子納税では、税目や税金の種類により納税手続きの方法が異なります。

- (1) 電子申告した申告データをもとに納税手続きを行う税目
 - ①法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)
 - ②法人市町村民税
 - ③個人住民税(退職所得に係る納入申告)
 - ④事業所税
 - ※④については、TKC電子納税かんたんキットで対応していません。
- (2) 納付金額等を直接入力して納税手続きを行う税目
 - ①個人住民税(特別徴収)
 - ②法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税の見込納付、みなし納付、更正、決定
 - ③法人市町村民税の見込納付、みなし納付、更正、決定

(参考:用語の解説)※地方税eLTAXホームページのQ&Aより

Q:「みなし納付」とはなんですか。

A:事業年度が6か月を超える法人は、事業年度の期首から6か月を経過した後、2か月以内に中間申告と納付を行う必要があります。中間申告には「みなし申告制度」があるため、期限内に申告しなかった場合には、中間申告があったものとみなされます。

申告の手続きは「みなし申告制度」において省略することが可能ですが、納付の手続きについては、申告したとみなされた内容で行う必要があります。この納付を「みなし納付」といいます。

Q:「見込納付」とはなんですか。

A:上場会社では決算を1カ月程度で締めますが、その後に監査法人の法定監査を受けて、決算の約3カ月後に開かれる株主総会にて決算報告をしなければ、申告の手続きができません。そのため、申告期限を延長する手続きが可能となっています。

しかし、申告期限の延長が認められた場合であっても、納付期限は延長されないため、当初の納付期限から延滞金が加算されてしまいます。延滞金が加算されないよう、当初の納付期限までに概算の金額を納付してしまうことを「見込納付」といいます。

- (3) 地方公共団体から送付された納付書に記載の eL 番号・eL-QR を利用して納税手続きを行う税目
 - ①固定資産税
 - ②都市計画税
 - ③自動車税 (種別割)
 - ④軽自動車税(種別割)
 - ⑤不動産取得税(※1)
 - ⑥個人住民税(普通徴収) (※1)
 - ⑦個人事業税(※1)
 - ⑧国民健康保険税(※1)
 - ⑨その他の賦課決定される税目(※1)
 - ※1 ⑤~⑨については、地方公共団体ごとにeL番号記載の納付書への対応状況が異なります。地方公共団体のHP等でご確認ください。
 - ※2 TKC電子納税かんたんキットでは、納付書に記載された eL 番号を入力することにより電子納税できるようにしています。eL-QR の読み取りには対応していません。

4. 利用可能時間

地方税ポータルシステムの利用可能時間内(電子申告と同様)で、金融機関のインターネットバンキングやATM等が利用できる時間内となります。

地方税ポータルシステムの利用可能時間は、地方税 eLTAX ホームページで確認できます。

(https://www.eltax.lta.go.jp/)